

## 監査結果公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定に基づく監査請求について、監査を行ったので、同条第4項の規定により、その結果（平成23年10月19日付けで請求人に通知）を次のとおり公表します。

平成23年10月25日

奈良県監査委員	南 田 昭 典
同	鍵 田 忠兵衛
同	森 川 喜 之

### 第1 監査の請求

#### 1 請求人

住所 北葛城郡王寺町太子一丁目10番15号

氏名 一村 哲司 外9名

#### 2 請求書の提出

平成23年8月23日

#### 3 請求の要旨

監査請求書及び陳述の内容から、請求の要旨を概ね次のとおりと解した。

##### (1) 措置要求事項

奈良県知事に対し、在伯奈良県人会創立50周年記念式典に関し、不正・不当に請求され、支出した下記費用について、該当者に対し、その責任に応じ県に賠償させるよう勧告することを求める。

ア 副知事及び職員2名（以下「本件出張者」という。）並びに議員5名の航空券代の実費との差額（試算額2,823,500円）並びに議員5名の日当調整分（試算額38,250円）の損害賠償

イ 議員5名の専用車借上代（325,000円）及び添乗員費用（993,0

00円)の損害賠償

## (2) 請求の理由

### ア 海外航空券代の水増し請求等

県職員及び県費支弁職員等の旅費に関する条例（昭和25年7月奈良県条例第25号。以下「旅費条例」という。）第1条において、「国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号。以下「旅費法」という。）及び法を施行するための法令の例による」とある。

旅費法第13条の請求手続では、「必要な資料を添えて請求する」とあり、同法第18条及び第34条では「航空賃の額は現に支払った旅客運賃、車賃の額は実費額による」との定めがある。

さらに、平成20年4月に奈良県総務部総務厚生センターが作成した「旅費事務の手引き」57頁の交通費の箇所では「航空運賃・・・についてはその支払を証明する書類を添付する」とあり、平成15年7月改訂「旅費質疑応答」

（人事課・出納局）5頁 問2の回答では「航空賃がわかる書類（航空会社・旅行会社が発行した証明書及び領収書またはホームページ等をプリントしたもので可）を添付してください。」と明記している。

以上のとおり、法律も規則も航空運賃は実際に支払った額（実費）を請求することを明示している。

これに対して本件出張者及び議員5名はいずれもJTBの見積書の金額を請求している。見積書はあくまで見積であり、見積書が支払を証明する書類となり得ないのは当然である。

現在の情報化社会においては航空運賃はインターネットを通じて航空会社や旅行会社が数ヶ月先までの運賃を発表しており、消費者は自由に多角的に比較検討して購入でき、価格も誰もが容易に知り得るのが現実である。

今回の関西空港－サンパウロ間は北米・ヨーロッパの各都市経由で10以上の路線が設定され、厳しい競争下にあり実際問題として見積書の様な価格では競争にならない。

航空運賃は、昨年と今年では大きな変動がなかったと見て、JTBの前年同月同曜日、同フライトをネットで調べると、事実証明書14の試算のとおりで、1人当たり平均35万円も過大請求している。

議員 5 名の航空券については、エールフランス航空のホームページでも確認済である。

(ア) 本件出張者の不正な旅費請求について

派遣期間は平成 22 年 8 月 5 日から同月 11 日であるが、同月 4 日に新幹線で東京に入り成田空港発フランクフルト経由で出発している。

航空券代を証するものとして添付しているのは平成 22 年 8 月 3 日付の JTB の見積書である。チケットと交換に受け取っているはずの請求書か領収書が旅費請求書に添付されるべきである。

(イ) 議員 5 名の不正・不当な旅費請求について

A 航空券代

議員 5 名の航空券代は JTB の見積書金額に基づき旅費請求書を作成、旅費代理受領者に 7 月 28 日支払予定で支出命令書が決裁されている。

航空券代も含めた総額 6,718,460 円の概算払請求書は実績も同額であるので精算手続は行っていないとの議会事務局の説明である。

B 日当

専用車の利用や先方昼食負担などがある場合は日当の調整が行われる規程がある。本件出張者の 8 月 6 日から 9 日の 4 日間の日当は半額ないし 0 円の調整を行っているが、議員日当の調整はない。

イ 議員 5 名の不正な現地専用車借上代請求と添乗員費用

JTB の見積書にある専用車借上代 325,000 円は 5 分割して 1 人当たり 65,000 円を各自の旅費概算請求書で請求しているが支払を証する書類はない。見積書だけでは実際の支払額が不明である。

また、議員 5 名の JTB の添乗員費用が 993,000 円、現地通訳代 125,000 円。パリでトランジットはあるものの、現地に着けば通訳と専用車はあるし、県職員 2 名も同行している。全行程同行の添乗が何故必要なのか。それに添乗員費用は県職員以上、議員並で高すぎる。JTB にそれほど気を使わなければならない理由があるのかとしたい。

#### 4 事実証明書

別紙のとおり。

### 第2 請求の受理

知事に対し、在伯奈良県人会創立50周年記念式典に関連する本件出張者のブラジルへの出張（以下「本件出張」という。）に伴う航空券代についての旅費（以下「本件旅費」という。）の支出に係る請求及び在伯奈良県人会創立50周年記念式典に関連する議員5名のブラジルへの派遣（以下「本件議員派遣」という。）に伴う添乗員費用の支出に係る請求については地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条で定める要件を備えているのでこれを受理し、その余の請求については同条に規定する要件を満たしていないのでこれを却下した。理由は以下のとおりである。

#### 1 法第242条第2項本文について

法第242条第2項本文では、住民監査請求は「当該行為のあつた日又は終わつた日から1年を経過したときは、これをすることができない。」と規定されている。

同項本文について、昭和63年4月22日の最高裁判所の判決では、「普通地方公共団体の執行機関・職員の財務会計上の行為は、たとえそれが違法・不当なものであつたとしても、いつまでも監査請求ないし住民訴訟の対象となり得るとしておくことが法的安定性を損ない好ましくないとして、監査請求の期間を定めた。」と判示されている。

そこで、本件監査請求に係る財務会計行為があつた日を確認するため、議会事務局に対し照会を行い、その回答を基に調査したところ、県は、平成22年7月28日に、議員5名に対する航空券代、日当及び専用車借上代等についての旅費を概算払により支出したことを確認した。

また、奈良県会計規則（平成7年3月奈良県規則第67号）第29条第2項によると、「概算払を受けた者は、概算払に係る経費について支払を受けるべき金額が確定したときは、別に定めがあるものを除くほか、当該確定の日後10日以内に精算書を作成し、支出命令者に提出しなければならない。」とされているが、この精算手続について具体的な取扱いを定める、奈良県会計規則の施行について（平成7年4月3日付け出第3号総務部長通知。以下「会計規則の施行通知」という。）で

は、「旅費に係る概算払について、概算払額と精算額が同額である場合は、旅行伺兼旅行命令簿に確認印を押印することで、精算をしたものとする。」としている。

議員5名の旅行伺兼旅行命令簿を調査したところ、それぞれ、平成22年8月12日付で、精算による過不足はなしとする、精算確認印が押印されていることを確認した。

従って、議員5名に対する航空券代、日当及び専用車借上代についての旅費の支出に係る請求については、当該旅費の概算払の支出の日及び同精算の日から1年を越えたものであり、法第242条第2項本文で規定する要件を満たさない監査請求である。

## 2 法第242条第2項ただし書について

法第242条第2項ただし書では、「ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。」と規定されている。

ところで、平成14年9月17日の最高裁判所の判決によると、正当な理由の有無は、特段の事情のない限り、普通地方公共団体の住民が相当の注意力をもって調査すれば客観的にみて監査請求をするに足りる程度に当該行為の存在及び内容を知ることができたと解される時から相当な期間内に監査請求をしたかどうかによって判断すべきものとされている。

そこで、本件監査請求について、法第242条第2項ただし書で規定する正当な理由の有無について検討したところ、平成22年8月4日に、県のホームページに、「在伯奈良県人会創立50周年記念式典について」と題して、知事部局から副知事外2名及び議員5名が標記式典に出席する旨掲載されていたことが認められた。また、本件議員派遣について、奈良県議会会議規則（昭和31年12月奈良県議会規則第1号。以下「会議規則」という。）第95条に基づき、平成22年6月16日の5月定例会において県議会の議決がされていたことも認められた。

そうすると、奈良県の住民は、上記のホームページの掲載等により、相当の注意力をもって調査すれば、監査請求をするに足りる程度に当該旅費の支出の存在及び内容を知ることができたといえる。

本件監査請求は、平成14年9月17日の最高裁判所の判決でいう、奈良県の住民が相当の注意力をもって調査すれば客観的にみて監査請求をするに足りる程度に

当該行為の存在及び内容を知ることができたと解される時から相当な期間内に請求されたものと解することはできない。

以上のことから、議員5名に対する航空券代、日当及び専用車借上代についての旅費の支出に係る請求は法第242条第2項で定める要件を満たさない不適法な監査請求であると判断する。

### 第3 監査委員の除斥

本件請求の監査において、廣野隆信監査委員は、法第199条の2の規定により除斥された。

### 第4 監査の実施

#### 1 請求人の証拠の提出及び陳述

平成23年9月12日、法第242条第6項の規定により、証拠の提出及び陳述の機会を設けた。

これに対し、請求人から新たな証拠の提出及び請求内容の補足説明があった。

また、平成23年9月26日に請求人から追加資料の提出があった。

#### 2 監査対象事項

請求書の記載事項及び請求人の陳述内容等を踏まえ、本件旅費の支出及び本件議員派遣に伴う添乗員業務に関する契約（以下「本件契約」という。）に係る支出が違法又は不当な公金の支出に当たるのか否かを監査対象とした。

#### 3 監査対象部局

総務部、地域振興部、観光局及び議会事務局

#### 4 監査資料及び監査対象部局の陳述等から確認した内容

監査対象部局に対して、監査資料の提出を求めるとともに、平成23年9月21日に陳述を聴取した。

監査対象部局から提出された監査資料及び陳述等の内容は概ね次のとおりである。

##### (1) 本件旅費の支出について

## ア 旅費制度について

### (ア) 旅費制度の概要

旅費は公務のため旅行する職員等に対して、交通費などの経費にあてるために支給される費用であり、旅費条例に定めるもののほか、旅費法等を根拠として旅費を支給している。

旅費支給においては、職員による旅費請求を所属長等（旅行命令権者）が決裁した後、総務厚生センターにおいて審査・確認を行う。その後、各所属において支出負担行為・支出命令を行う。

なお、副知事の旅費については、知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例（昭和22年7月奈良県条例第12号）の規定が根拠となるが、支給方法は一般職員と同様の取扱いとなっている。

### (イ) 外国旅行における航空賃に係る旅費の支給の根拠及び手続

#### A 支給の根拠

外国旅行における航空賃については、旅費条例に規定がないことから、旅費法の規定に基づき支出しており、旅費法第34条第1項第1号では、運賃の等級を3以上の階級に区分されている航空路による旅行の場合には、7級以上の職務にある者はビジネスクラスの運賃、6級以下の職務にある者についてはエコノミークラスの運賃が基準となっている。

#### B 支給手続

##### (A) 手続の流れ

旅行者は、旅行日時、行先、方法、必要額、予算科目、支払区分を旅行伺兼旅行命令簿に記載（総務事務システム導入職場は同システムに入力）し、所属長等（旅行命令権者）に旅行伺を行う。

所属長等（旅行命令権者）は、旅行者から提出された旅行伺に対し旅行命令を行う。

外国旅行については、旅費請求前に旅行内容を表にした旅費内訳書と添付書類を総務厚生センターへ提出する。

総務厚生センターは、航空賃、車賃、宿泊料、日当及び旅行雑費等の確認後、旅費内訳書に審査済印を押印したものを所属に返却する。

旅行後、旅行者は旅費請求書に必要な書類を添付して所属長等（旅行命令権者）の決裁を受け、総務厚生センターで総務事務システムと添付書類により旅費の確認を受ける。

各所属は、総務厚生センターの確認後、財務会計システムで出力した支出負担行為決議兼支出命令書に総務厚生センターから電磁的記録で送付された債権者内訳書を添付して、支出命令権者の決裁を受けた後に会計局に提出する。会計局では、支払い処理を行う。

## (B) 旅費請求時の添付書類

旅費法第13条によると、旅費の支給を受けようとする旅行者及び概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとするものは、所定の請求書に必要な書類を添えて、これを当該旅行の支出又は支払いをする者に提出しなければならないとされている。

必要な書類については、国家公務員等の旅費支給規程（昭和25年大蔵省令第45号）第7条の別表で規定しており、外国旅行における航空賃の場合は「運賃の等級及び額を証明するに足る書類」とされている。

これに基づき、人事課においては平成20年4月の「旅費制度改正の概要」通知において、旅費請求の際に額を証明するに足る書類として「航空賃を確認できる書類（領収書等客観的に支払額がわかる書類とします。）を精算時に提出し、実費精算してください。」と明示している。

また、会計規則の施行通知の別表2においても、旅費に関する支出負担行為または支出を行う場合の必要書類として「日程表、旅行会社の発行する見積書等、その他旅行雑費の支出を証明するに足る書類」と規定されている。これは支出負担行為の添付書類であって、金額確定後の概算払いの精算及び通常払いの場合は支出を証明するに足る書類（請求書等）を添付する必要があると考えている。

これらの規定に基づき、総務厚生センターは、当センター職員等向けのマニュアルとなる「旅費事務の手引き」を作成している。当手引きでは、「航空運賃、地上交通費（地下鉄、バス代等）については、その支払を証明する書類を添付する。ただし、旅行会社等の請求書等でその金額を確認できる場合は、日程表、請求書等の添付により支給することが



できる。」と定めている。

(ウ) 旅費の計算について

旅費法第7条で、「旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。」とされており、また、旅費計算上の旅行日数について、同法第8条では「旅行のために現に要した日数による。」と規定され、さらに、「職員等の旅費に関する取扱について」（昭和36年4月1日付け人第85号総務部長通知）で「旅行命令権者は、旅行命令等を発し又は変更する場合には、旅行が法第7条、第8条その他旅費の計算に関する規定の趣旨に合致して行われるように留意するものとする。」とあることにより、所属長等（旅行命令権者）が決裁した旅費請求について、旅費法等の規定に合致しているかどうかを総務厚生センターで最終的に確認している。

イ 本件出張の概要及び本件旅費の支出手続について

(ア) 本件出張の概要

奈良県からのブラジルへの移住者有志の発起により設立された在伯奈良県人会の創立50周年記念式典に、同会の会長からの招へいを受けたため、知事代理として副知事が出席し、同会の会員の移住後の労苦や日伯両国の友好親善への尽力に対し敬意を表するとともに、奈良県と同会の更なる交流を進めることを目的として、平成22年8月4日から同月11日までの日程で、副知事及び国際観光課の職員2名が出張したものである。

(イ) 本件旅費の支出手続

A 旅行前の手続

旅行の前、国際観光課において、(株)JTB西日本奈良支店からの見積書等を基に、航空賃等の旅費を計算して作成した旅費内訳書に、同見積書外関係書類を添付して総務厚生センターへ提出した。

総務厚生センターでは、国際観光課から提出のあった旅費内訳書について、航空賃、宿泊料、日当や旅行雑費等を旅費法等の規定に基づき見積書外関係書類で確認し、旅費内訳書に審査済印を押印して同課に返却した。

## B 旅行後の手続

旅行終了後、本件出張者は航空賃を含む旅費を総務事務システムにより請求した。

国際観光課は、旅行命令簿、日程表、復命書等の書類により旅費の請求内容を確認し、また、㈱JTB西日本奈良支店発行の請求書により、見積書の金額と同額であることを確認し、総務厚生センターの審査済印が押印された旅費内訳書と見積書外関係書類を総務厚生センターに提出した。

総務厚生センターでは、国際観光課が決裁した旅費請求が旅費法等の規定の趣旨に合致しているかを確認した。また、精算旅費であるのに見積書が添付されていたことから、国際観光課に請求書の提示を求め、請求書を現認し、見積書と請求書の金額が同額であることを確認した。その後、請求書は名宛人が出張した各個人となっていたため、国際観光課が各個人に返却した。

## C 支出負担行為及び支出命令等

上記の総務厚生センターによる確認の後、総務厚生センターから債権者内訳書が国際観光課に配信され、これに基づき国際観光課の職員が支出負担行為決議兼支出命令書を起案し、国際観光課長（課長補佐代決）及び地域振興部企画管理室長（室長補佐代決）は、債権者内訳書の確認により債務が確定していることを確認したうえで、支出負担行為決議兼支出命令書を決裁した。

その後、地域振興部企画管理室出納員が同書を確認し、同書が会計局会計課に提出され、本件旅費を支出したものである。

## D 提出書類の文書管理の明確化の取組

総務厚生センターでは、旅費事務について、平成23年7月22日に「海外旅費申請に伴う提出書類について」と題して、事前審査時に航空機運賃等の料金を証明できる書類（見積書等）の原本を提出し、総務事務システム精算時は請求書又は領収書の原本を提出することとする旨、総務事務システムにより通知し、提出書類の文書管理の明確化を図っている。

(ウ) 航空賃の額の妥当性について

A 航空券の内容

(A) 路線

往路は成田空港からサンパウロ、復路はサンパウロから関西空港であり、ともにフランクフルト経由である。

なお、往復とも関西空港の利用を希望したものの、往路の便が満席に近く、普通運賃でしか席を確保できない状況にあったことから、往路のみ成田空港を利用した。

(B) 運賃の等級

運賃の等級については、旅費条例、知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例及び旅費法第34条第1項に基づき、副知事にはビジネスクラスの運賃を、職員2名はエコノミークラスの運賃とした。

なお、職員2名のうち1名は6級の職務にあり、かつ、本件出張は、旅費法第34条第1項第1号ロで規定する「長時間にわたる航空路の旅」に該当するため、ビジネスクラスの運賃による旅費を支給できたが、経費の節減のため、エコノミークラスの運賃としたものである。

(C) 航空券の条件

副知事という立場上、重大かつ緊急の対応を要する公務が出張の直前に発生する可能性があること及び海外出張については現地との調整に時間を要することにより日程の確定が直前になることから、変更可能な航空券又は出発直前での予約でも低廉な価格で購入が可能な航空券とすることを条件とした。

(D) 価格

副知事のビジネスクラスの航空券の価格は1,116,400円（燃油サーチャージ36,400円を含む。）、国際観光課の職員のエコノミークラスの航空券の価格は594,400円（同上）であり、さらに両クラスともに、他に成田空港利用料2,540円及び現地空港税6,580円を支払っている。

## B 航空券の購入の経緯

### (A) 購入先の旅行会社の選定の経緯

本件出張の目的地がブラジルのサンパウロであり、さらには他国の都市を経由する必要があるため、世界的に拠点・ネットワークを有し、本県においても出張手配の実績が豊富である(株)JTB西日本奈良支店に航空券の見積りを依頼し、かつ早急に予約をする必要があったことから、同社に手配を依頼したものである。

### (B) 航空会社の選定の経緯

低廉な価格の航空会社を選択するため、(株)JTB西日本奈良支店に対し、複数の航空会社の価格の提示を求めたところ、当初はエア・カナダがエコノミークラスで最安値の価格となっていたため、同社での手配を依頼した。

しかし、空席状況の変化から、当初の提示時より価格が高騰し、各航空会社が軒並み普通運賃に近い金額となったことから、(株)JTB西日本奈良支店の担当者に各航空会社との価格交渉を依頼した。その結果ルフトハンザ航空から低廉な額の提示があったことから、最終的に同社を使用することとしたものである。

### (C) 見積書の徴収

当初、平成22年7月16日に3名分をまとめた見積書の提出を受けたが、最終的に各個人が航空券の代金を支払うことになるため、各個人宛の見積書の提出を再度依頼し、平成22年8月3日に当該見積書の提出を受けたものである。

## C 航空券の価格の妥当性について

海外航空券の価格は、ほとんど変動がない普通運賃を除いて、主に出発日、航空券の条件、混雑状況で左右される。

また、海外航空券の予約購入については、普通運賃又はそれに近い航空券を除いて、基本的に搭乗者及び搭乗日の変更ができないケースが多く、また仮押さえもできない。このため、搭乗者や日程を変更する場合は、予

約済みの海外航空券をキャンセルし、新たに予約しなければならず、キャンセル料が発生する。

出張した時期が8月の夏期休暇のシーズンで繁忙期であったこと、各航空会社のブラジル路線が軒並み満席又は満席に近い状況にあり、副知事の公務等を考慮して出発日が間近に迫った段階で予約発券せざるを得ない中、他航空会社が普通運賃に近い額を提示する状況下で、(株)JTB西日本奈良支店担当者の交渉結果によりルフトハンザ航空から低廉な価格の提示を受けたものであり、総合的に見て妥当な額であったと考えている。

なお、請求人が利用した格安航空券サイト「TORNOS」において、ルフトハンザ航空の東京ーサンパウロ間の往復航空券について、本年11月4日往路発11月10日復路発の最安値の運賃を検索したところ、燃油サーチャージを含まない航空券本体の価格の最安値は、ビジネスクラスで975,000円、エコノミークラスで591,000円となっていた。

このように請求人らが利用した格安航空券サイトにおいても、航空券の価格は条件が少し異なるだけで大きく変化する。予約日、出発日、各種条件、混雑状況等が同一でなければ、航空券の価格は比較できないと考える。

## (2) 本件契約に係る支出について

### ア 本件議員派遣の概要

本件議員派遣は、在伯奈良県人会創立50周年記念式典に出席し、会員の日伯両国の友好親善への尽力に対する労をねぎらい、もって本県の国際親善、国際理解の増進を図ることを目的とし、平成22年8月5日から同月11日までの7日間の日程で、5名の議員が派遣されたものである。

なお、本件議員派遣については、平成22年6月1日に議員派遣計画書が議長宛に提出され、平成22年6月16日の5月定例会において、会議規則第95条に基づき、議決がされたものである。

### イ 本件契約について

#### (ア) 本件契約の概要

##### A 業務の内容

添乗業務及びそれに付随する業務として下記の業務内容

- ・不慮の事故及び行程変更時の対応
- ・行程中の写真記録
- ・在伯奈良県人会との式典における議員5名の役割の調整
- ・記念植樹場所の選定並びに現地政府及び警察等への植栽許可申請等
- ・植栽樹木の手配及び植栽場所の整備
- ・視察先へのアポイント及び日程等の調整

B 契約金額

993,000円（ただし、添乗員業務に係る契約の額であり、現地通訳料125,000円と合わせた契約の額は1,118,000円。）

C 契約期間

平成22年8月5日から平成22年8月11日まで

D 契約日

平成22年8月2日

E 契約の相手方

(株)JTB西日本奈良支店

(イ) 本件契約を締結した理由

本件議員派遣の目的は「在伯奈良県人会創立50周年記念式典に出席し、会員の日伯両国の友好親善への尽力に対する労をねぎらい、もって本県の国際親善、国際理解の増進を図る」というもので、失敗が許されない重要な行事であると認識していた。また、在伯奈良県人会の創立を記念する式典は、5年おきに開催され招待を受けるもので、定例的でない特殊な行事と認識していた。

そのため、交通渋滞による遅れや視察時間の延長等による次の視察先との連絡調整、不慮の事故等に備え、添乗員の同行が必要と判断したものである。

また、平成20年の伯移民百周年記念式典に係る議員派遣に(株)JTB西日

本奈良支店の添乗員が同行しており、その実績等を総合的に考慮して、同社と地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の2第1項第2号の随意契約を締結したものである。

なお、本件議員派遣では議会事務局の職員の同行はなく、下記のとおり、一部の行程を除いて本件出張者とも別行動である。

8月5日 関西空港出発（本件出張者と別行動）

8月6日 朝ブラジル着 バイオエタノール工場視察（本件出張者と別行動）

8月7日 サンパウロ市内の日本移民資料館等視察  
（目的地は一部重なるが本件出張者と別行動）

8月8日 式典から植樹まで本件出張者と同席、夕刻から別行動

8月9日 州議会訪問及びサンパウロ市内視察（本件出張者と別行動）

8月11日 関西空港到着（本件出張者と別行動）

(ウ) 契約金額の積算

契約の額の積算の内訳は、次表のとおりである。

項目	金額
航空運賃（エコノミークラス）	384,000円
空港税等	53,200円
宿泊代（議員と同じホテル）	98,000円
添乗経費	490,000円
値引による減額	-32,200円
合計	993,000円

航空運賃は、議員と同機のエコノミークラスの航空運賃である。空港税等は必要経費である。宿泊代については、緊急時の対応上、議員と同じホテルとするのが妥当である。添乗経費については、在伯奈良県人会と議員との間の調整、視察先へのアポイントメント、記念植樹に伴う現地との調整など、

正規の添乗以外の業務が数多く含まれているにもかかわらず、値引により他の旅行会社と比較してもほとんど差のない額であり、決して高額なものとはいえない。

## 第5 監査結果

本件請求の監査結果は、次のとおり決定した。

本件請求のうち第2において適法であるとして受理した請求に係る措置要求は、理由のないものとして棄却する。

以下、その理由について述べる。

### 1 本件旅費の支出について

#### (1) 過大請求の有無について

請求人は、航空賃に係る旅費は、旅費法の規定等により航空賃の支払を証明する書類を添付し、実費を請求され支出しなければならないのに、本件旅費の支出は、見積書の添付により、実費に基づくことなく過大請求され支出したものであるので、違法又は不当なものである旨主張している。

「第4の4 監査資料及び監査対象部局の陳述等から確認した内容」で記述したとおり、本件旅費の支出については、旅行後に本件出張者から旅費請求があった際に、国際観光課において請求書と見積書の金額が同額であることを確認し、総務厚生センターにおいては、国際観光課の職員から請求書の提示を受け見積書と請求書の金額が同額であることを確認し、その後、国際観光課において、支出負担行為決議兼支出命令書を作成し、同書に総務厚生センターから配信された債権者内訳書を添付して、国際観光課長及び地域振興部企画管理室長の決裁を受け、地域振興部企画管理室出納員の確認を受けたうえで、本件旅費の支出がされたものと認められる。

また、本件出張者に支出した旅費の額と出張者が航空券の購入先である(株)JTB西日本奈良支店に支払った額が合致するかを確認するため、地域振興部及び観光局に対し、同社への代金の支払いの事実を証する証拠の提出を求めたところ、請求書の発行者控及び代金の受取りを証する書類の提出があり、見積書、請求書の発行者控及び代金の受取りを証する書類の航空賃にかかる金額を照合した結果、いずれも合致していることが認められた。



以上のことから、県は、本件旅費について、実費を請求され支出したものと認められることから、過大請求され支出したものは認められない。

## (2) 本件旅費の計算について

上記のとおり、本件旅費は、実費に基づいて支出したものと認められるが、旅費法第7条第1項では、「旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。」と規定されており、本件旅費についても、同項の規定に沿って計算のうえ支出しなければならないものである。

この点に関して、本件出張のために使用した航空券を購入した経緯については、「第4の4 監査資料及び監査対象部局の陳述等から確認した内容」で記述したとおり、海外航空券の価格については、予約日、出発日、各種条件、混雑状況等により変化するものであるところ、本件出張については、副知事の公務等を考慮して、変更可能な航空券又は出発直前でも低廉な運賃で購入が可能な航空券を条件として設定する必要があり、かつ出張日が間近に迫った段階での予約発券せざるを得なかったこと、また、出張の時期が8月の夏期休暇のシーズンで繁忙期であり、当時、航空各社のブラジル路線が満席に近く価格が高騰した状況にあったとのことである。そのような状況の中、国際観光課は、(株)JTB西日本奈良支店に対して、航空会社各社に対する価格交渉を依頼する等、より低廉な価格の航空会社の利用に努めた結果、本件旅費の支出に係る航空賃の額の航空券を購入したものと認められる。

なお、職員2名のうち、1名は6級の職務にあり、本件出張のような長時間にわたる航空路の旅行の場合は、旅費法第34条第1項第1号ロの規定により、ビジネスクラスの運賃による旅費の支給が可能であったが、経費の節減のため、エコノミークラスの運賃で旅費を支給していたことも認められた。

以上のことから、県は、旅費法第7条第1項でいう、「最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算」して、本件旅費を支出したものと認められることから、本件旅費の支出は違法又は不当な公金の支出とは認められない。

## 2 本件契約に係る支出について

(1) 普通地方公共団体の経費支出について

請求人は、本件契約に係る支出について、全行程同行の添乗業務の必要性がないこと、また、契約の金額が高すぎるとして、違法又は不当なものである旨主張しているが、普通地方公共団体の経費支出に関して、法第232条第1項では、「普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体の事務を処理するために必要な経費その他法律又はこれに基づく政令により当該普通地方公共団体の負担に属する経費を支弁するものとする。」と規定されている。

従って、本件契約に係る支出が、本県の事務処理のためと解することができない場合又は事務処理のために必要とされるものであっても、当該事務の目的、効果との均衡を著しく欠き、予算の執行権限を有する職員に与えられた裁量を逸脱又は濫用してなされたものと認められる場合には、違法又は不当な公金の支出と評価されるものと解するところである。

(2) 本件契約の必要性について

「第4の4 監査資料及び監査対象部局の陳述等から確認した内容」で記述したとおり、議会事務局は、本件議員派遣の目的が、「在伯奈良県人会創立50周年記念式典に出席し、会員の日伯両国の友好親善への尽力に対する労をねぎらい、もって本県の国際親善、国際理解の増進を図る」というものであり、失敗が許されない重要な行事であることに加え、5年おきに開催され、定例的でない特殊な行事に招待を受けるものであると認識していたとのことである。そのため、議会事務局は、交通渋滞による遅れや視察時間の延長等による次の視察先との連絡調整、また、不慮の事故等に備えることに加え、在伯奈良県人会との式典における議員の役割の調整、記念植樹の手配等、通常の添乗業務とは異なる業務を依頼する必要があったため、平成20年の伯移民百周年記念式典に係る議員派遣で添乗した実績等を総合的に考慮して、(株)JTB西日本奈良支店と施行令第167条の2第1項第2号の随意契約を締結したものと認められる。

なお、監査対象部局の陳述等の内容によると、議会事務局の職員の同行はなく、本件出張者も行程の一部を除いて別行動であったと認められる。

以上のことから、本件契約の必要性を認めた議会事務局の判断に裁量の逸脱又は濫用は認められない。

(3) 本件契約の金額の相当性について

本件契約の金額については、監査対象部局の陳述等の内容によると、添乗員のエコノミークラスの航空運賃384,000円、空港税等53,200円及び議員と同じホテルの宿泊代98,000円の実費に、添乗費用490,000円（1日70,000円）を加え、値引による減額（32,200円の減額）をしたうえで積算されたものと認められる。

航空運賃、空港税等及び宿泊代の実費については、必要経費であり、その額も不相当に高いとは認められない。また、添乗費用については、JTBグループのホームページでは、添乗サービス料金は1名1日につき63,000円とされているところ、本件契約では1日70,000円で積算されているが、本件契約に係る添乗業務は、通常の添乗業務に加え、在伯奈良県人会と式典における議員5名の役割の調整及び記念植樹の手配等の業務が含まれており、値引による減額もされていること等を考慮すると、その金額が不相当なものとは認められない。

以上のことから、本件契約の金額が不相当に高いとは認められず、この点についても議会事務局の判断に裁量の逸脱又は濫用は認められない。

別紙

事実証明書一覧表	
1	在伯奈良県人会創立50周年記念式典日程表 副知事・職員用及び議員用
2	JTB航空券外見積書 副知事・職員分
3	JTB航空券外見積書 議員5名分
4	旅費内訳書 副知事・職員分 日付不明
5	旅費概算請求書 議員5名分 (縦) 本人の領収印がある
6	旅費概算請求書 議員5名分 (横) 日付不明
7	旅費事務の手引き (抜粋)
8	旅費質疑応答 (抜粋)
9	支出負担行為決議兼支出命令書 副知事・職員分 平成22年9月17日支払予定
10	支出負担行為決議兼支出命令書 議員分 平成22年7月28日支払予定
11	現地通訳料及び添乗員費用 JTB請求書
12	JTB internet ルフトハンザ航空券代 ビジネス 7月17日出力
13	HIS internet ルフトハンザ航空券代 エコノミー 7月8日出力
14	JTB internet エールフランス航空券代 ビジネス 7月17日出力
15	在伯奈良県人会創立50周年記念式典派遣費用及び航空券代水増し請求額試算
16	議員宿泊ホテル 直近のネット価格